



NEW

2020年4月から新制度がスタート!

[対象] 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学金の
免除/減額



給付型奨学金の
支給

出願期間

神奈川大学の出願期間は
2019年11月13日～15日です。

❗ 出願のためには、まず募集説明会に
参加してください。

募集説明会日程: 2019年11月5日～8日



ポイントは次頁へ ▶▶

学生のみなさん！

新しい修学支援制度が始まります！

経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、
2020年4月から授業料等の減免と給付型奨学金により、
意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。
大学等に在学中の人も、条件を満たせば
支援を受けられるので、確認してみましょう。

▶ 既にJASSOの給付型奨学金を受けている人へ

新制度に切り替えることができるので、条件や手続きを調べてみましょう

▶ 貸与型奨学金（無利子・有利子）を借りている人へ

新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります

▶ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ

支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

NEW

1

より多くの人々が支援を受けられるようになります

収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくてもその3分の2または3分の1の支援を受けることができます。また、高等学校や大学ごとの推薦枠もあります。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



学ぶ意欲がある学生

学業成績、学修計画書等により確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、
しっかりと勉学に励むことが大切です

修得単位数が標準の2分の1以下など学業不振の場合には、支援が打ち切られます。また、さらに学業不振が著しい場合には、奨学金の返還等が必要となることがあります。

❗ 国や地方公共団体から確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍している人が申し込むことができます。

NEW

2

給付型奨学金の支援額が増えます

給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円(33,300円)	66,700円
	私立	38,300円(42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円(25,800円)	34,200円
	私立	26,700円(35,000円)	43,300円



❗ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

NEW

3

授業料・入学金のサポートも受けられます

新しい給付型奨学金の対象者は、大学等へ申請することにより、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯<第Ⅰ区分>の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



❗ 2年次以降から支援を受ける人は「入学金」の免除・減額は受けられません。

NEW

4

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります

例

4人家族<本人(19~22歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・高校生>で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



どのくらいの支援が受けられるか、JASSOのWEBサイトで調べてみよう。

支援の区分は世帯構成や年収などで異なります

上限額

給付型奨学金
約91万円

授業料減免
約70万円

新たに拡大した支援対象

上限額の2/3

約61万円

約47万円

上限額の1/3

約30万円

約23万円

年収の目安

295万円未満
住民税非課税世帯
<第Ⅰ区分>

395万円未満
<第Ⅱ区分>

461万円未満
<第Ⅲ区分>

どのくらいの支援が受けられるか、JASSOのWEBサイトで調べてみよう。 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>

主なスケジュール

2019年度に既に大学等に在学中の人が、2020年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

2019年 10月

準備



学生

文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。

11月

申込み



学生

学校に必要書類を提出し、インターネットで申し込みます。また、マイナンバーをJASSOに提出します。

2020年 3月~

推薦



学校

学年末に学業成績などを確認のうえ、JASSOに推薦します。

4月~

支援開始

JASSO

選考結果を通知したうえで対象者に支給を開始します。



❗ 今回の申込みでは、各学校の最高学年に在籍している方は申し込むことができません。申込期間は学校により異なることがありますので、2019年10月以降に在学中の学校に確認してください。

Q & A

Q 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか。

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

Q 現在、JASSOの奨学金を利用していますが、新しい給付型奨学金を受給することになったら、現在利用している奨学金はどうなりますか。

A. 現在利用している奨学金が給付型奨学金の場合は、辞退することになります。第一種奨学金（無利子）の場合は、新しい給付型奨学金の区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。第二種奨学金（有利子）の場合は、影響されません。

Q 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みの際には本人及び生計を維持している人（原則父母）のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は通知カードがあるか確認しておきましょう。

information

i くわしい情報はこちら

まずは、特設サイト

「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

下記にもくわしい情報を掲載しています。



「奨学金の制度（給付型）」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301（月～金、9時～20時）
※土日祝日、年末年始を除く ※通話料がかかります。

お電話の前に、まずは、
特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご確認ください。

奨学金の申込手続きは
在学中の学校の学生課や奨学金窓口で行います。

- ・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校に相談してください。
- ・マイナンバー提出については
「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」
（申込関係書類の封筒の中に入ってます）に
相談してください。

